

外国人技能実習生入国後講習における日本語教育講師の派遣業務委託
仕様書

1 件名

外国人技能実習生入国後講習における日本語教育講師の派遣業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

3 履行場所

公益財団法人国際人材育成機構 春日部トレーニングセンター1号館、2号館

1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1

2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10

4 実習生予定人数

1回の入国につき約300名 年間11回

（インドネシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スリランカ、ほか）

1クラスあたり25～30名

5 委託業務内容

外国人技能実習生に対し日本語教育を行うとともに、クラス担任として生活指導、評価・報告などを行う。

（1）講習・教育

- ① 日本語（読解・聴解・語彙・文法・発音・会話・作文）
- ② 日常の礼儀作法
- ③ 日本での生活一般に関する基礎知識
- ④ 社会および企業におけるルール・マナー、仕事に対する姿勢など
- ⑤ 宿題の提示・添削指導、自習の取り組み方

（2）評価・報告

- ① 講習日報の作成・提出
- ② 評価試験の実施（配属前能力試験、小テストなど）
- ③ 各実習生についての総合評価（試験結果や日本語能力などの学習面、挨拶や規律性などの生活面、責任感・協調性・積極性などの特性面ほか）

（3）その他

- ① 入寮・退寮、健康診断などのサポート業務
- ② 体調不良・災害などの緊急時対応および関係各所との連携など

6 講習日程

1回の入国につき

- ① 144時間 8時間（8：00～12：00、13：00～17：00）×18日
- ② 当機構が指定する予定表による
- ③ 1人1クラス担当（当機構が指定する）

7 派遣人員

最大12名

日本語教育能力検定試験合格者もしくは日本語教師養成講座修了者（420時間）および1年間継続的に業務を行なえる者

8 業務実施条件

- (1) 当機構が用意するテキストを用いて講習を行う。ただし、外国人技能実習生の日本語レベル、学習状況に応じて補助教材が必要な場合は受託者が用意すること。
- (2) 講師の都合により欠員が生じた場合に、代替員を派遣できること。

9 入札参加資格

- (1) 本社又は支社が東京都または埼玉県に所在していること。
- (2) 同種業務に係る実績が10年以上あること。

10 提案書の作成

別紙様式に従い、次の要件を具体的に記載すること。

※提出後の記載内容の変更は認めない。

- (1) 会社概要および類似業務実績（別紙1）
- (2) 業務従事予定者の経歴および専任性（別紙2）
 1. 主たる職歴、保有資格等
- (3) 提案書（別紙3）
 1. 日本語指導に関する考え方
 2. 業務従事予定者に対する評価方法・評価基準
 3. 業務従事者に対する研修体制、内容
 4. 欠員対応

11 入札書の作成

入札書には、1講師が1講義（4時間を1単位とし、1日2単位）の交通費を含む1時間あたりの金額（消費税別途）を記載する。

12 提案にあたっての注意事項

- (1) 見積及び提案書作成に関する一切の費用は、見積者側の負担とします。
- (2) 提出された関係書類の権利は委託者側に属するものとし、返還はいたしません。
- (3) 共同企業体、保証会社擁立でのお申し込みは不可とします。

- (4) 提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。
- (5) 公募状況、選定理由、選定結果は公表いたしません。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。
- (6) 提案書の提出後、記載された内容の変更、差し替えは認めません。また、原則として提案書に記載した業務従事予定者は変更できません。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、当該従事者と同等以上の従事者であると当機構が認める者に限ります。
- (7) 契約にあたっては、審査の結果選定された提案書のすべてを採用するものではありません。